



Ohwa & Co.

Quality Report

品質管理報告書

2025

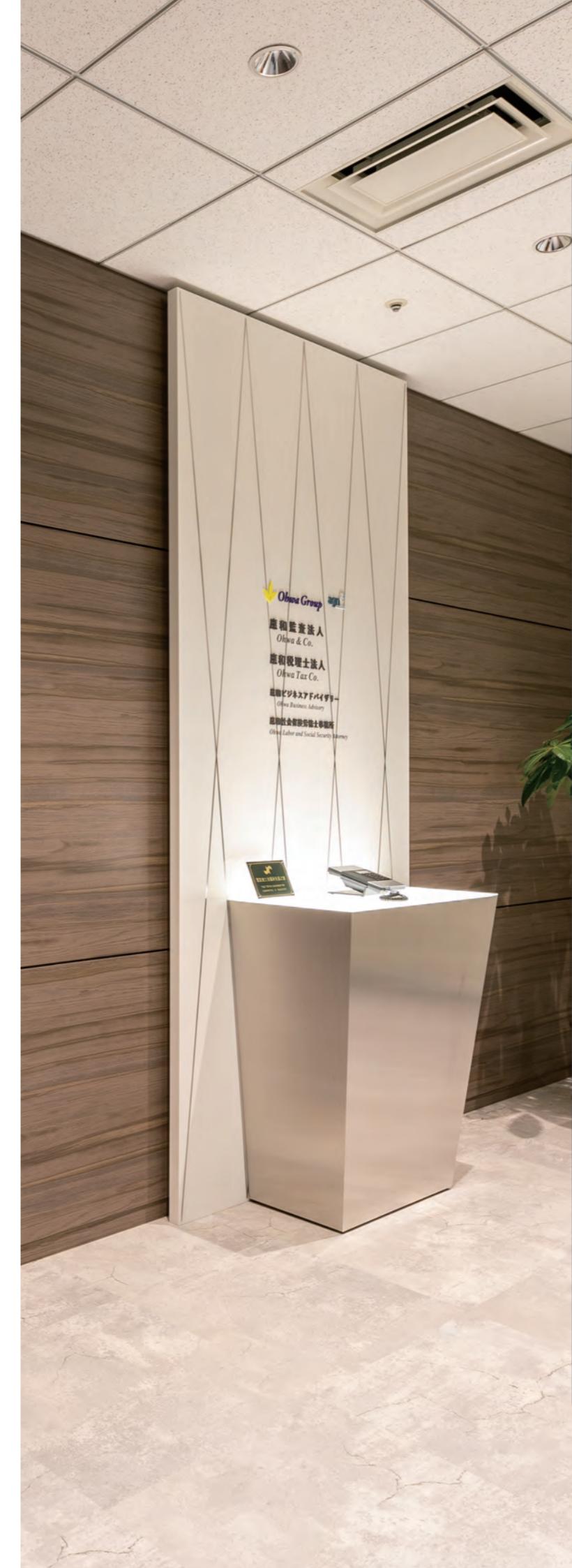


應和監査法人

tel／03-6848-6025 fax／03-6848-6027
e-mail／info@ohwa-audit.co.jp
URL／www.ohwa-audit.co.jp

〒101-0051
東京都千代田区神田神保町1-105
神保町三井ビルディング





ご挨拶 ······	4
Chapter 01 基本理念	
基本理念について ······	6
Chapter 02 ガバナンス体制	
ガバナンス体制について ······	10
Chapter 03 AQI	
監査品質の指標(AQI)概要について ··· 13	
Chapter 04 品質管理基盤	
「品質管理の應和」を目指して ··· 16	
品質管理体制について ······	17
Chapter 05 人的基盤	
人材に対する考え方 ······	25
人的基盤について ······	25
Chapter 06 ICT基盤	
ICTへの考え方 ······	29
ICT基盤について ······	29
Chapter 07 財務基盤	
財務基盤への考え方 ······	33
財務基盤について ······	33
Chapter 08 國際対応基盤	
國際対応基盤の考え方 ······	35
國際対応基盤について ······	35
Chapter 09 應和監査法人概要	
事務所概要について ······	38
Chapter 10 ガバナンスコード対応状況	
ガバナンスコード対応状況について ··· 41	

本報告書は、時点の記載がある部分を除き、当監査法人の直近事業年度である2024年12月1日から2025年6月30日までの監査品質を報告することを目的に作成しております。

ご挨拶

應和監査法人は、大手監査法人のシニアパートナーを中心に5人の社員により2007年5月に設立されました。当時は、大手監査法人の監査クライアントで起きた会計不正により、監査業界が大きく変動するなか、中小監査法人であっても監査品質を適切に維持した状態で、指導性を發揮し、会計監査を通じてクライアントの成長に寄与しもって社会経済の重要なインフラとなることを目指して設立され、その理念は今も続いているります。

監査というと、会計的な部分のみにフォーカスし税務調査のように批判的にチェックをされるイメージを持たれる方もいるかもしれません、実際の監査の過程では、企業経営そのものを十分に理解し、その理解に基づき“経営の結果”である財務諸表の監査をしております。そのため、将来の事業計画や経営上の課題についても、全て理解したうえで経営者と対話する必要がありますし、どのような解決策がベストなのかということを助言することも可能な立場にあります。企業が作成した財務情報を批判的にチェックし、信頼性を付与することは監査の最低限の役割として重要なことだと考えますが、企業経営を十分に理解し、必要な助言を行った上で、批判的に監査を実施することで企業だけでなく投資家も含めた多くのステークホルダー(利害関係者)に対して監査の役割を果たせると考えております。

公認会計法第1条では、公認会計士の使命を「公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与する」と記載しております。当監査法人では、この使命の“情報の信頼性を確保すること”という部分を、“十分な指導的機能(課題解決に向けた助言機能)を発揮したうえで、批判的に監査をし、もって情報の信頼性を確保していくこと”と捉え、應和監査法人の社会における存在意義(Purpose)のベースにしております。

昨今、世界における紛争事案の増加、為替レートを含む急激な物価変動、貿易摩擦、デジタルトランスフォーメーションに伴うサイバーテロの増加、気候変動やサステナブル対応から派生している非財務情報の強制開示、経理人材の不足など企業や社会では対応や解決していかなければならぬ課題が多くあります。監査法人として監査品質を適切な水準以上に維持向上させていくことは当たり前のこととして、これらの企業や社会の課題に対して、監査人としての指導的機能を十分に発揮していき、全てのステークホルダーから信頼される監査法人を目指してまいります。

総括代表社員

澤田 昌輝



chapter

01

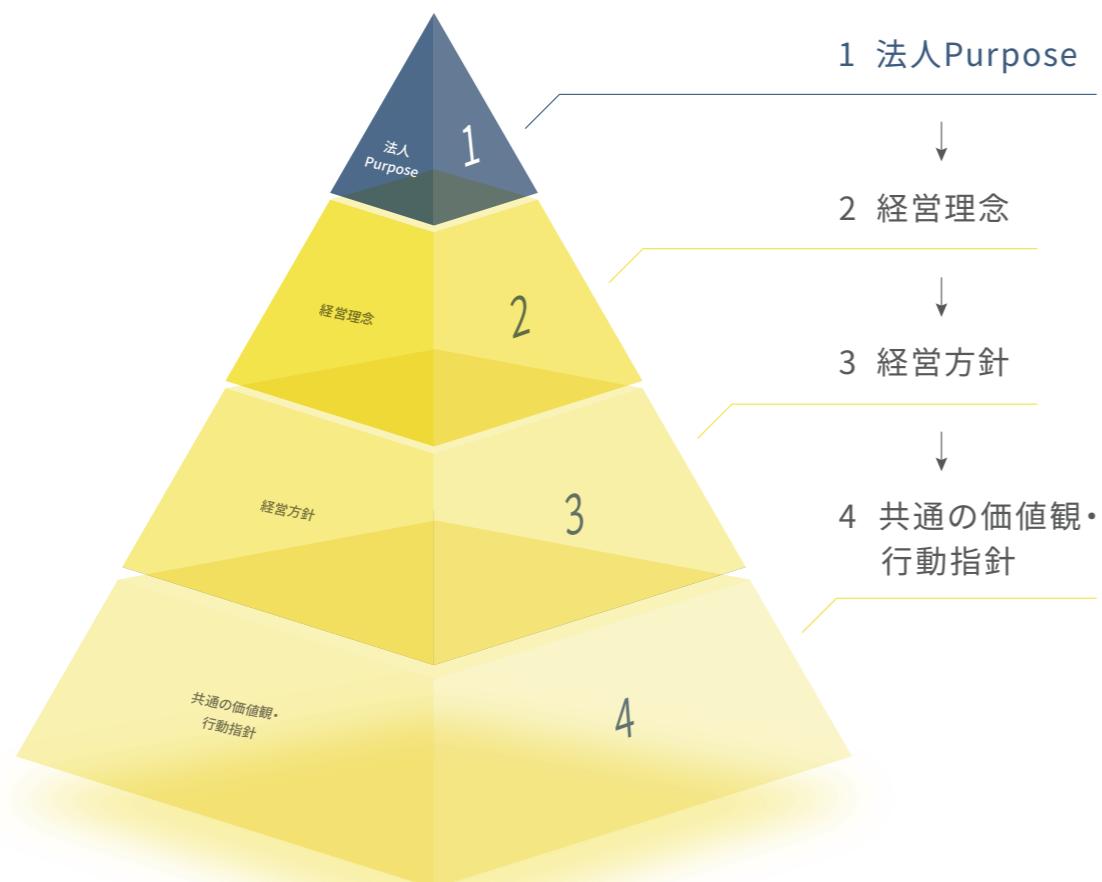


基本理念

基本理念について

6

基本理念について



1 法人Purpose

信頼性ある監査及び会計の専門家として、企業や社会の課題解決へ向けた助言（指導的機能）と批判的機能を発揮することで、独立した立場から情報の信頼性を確保し、企業の成長と国民経済の健全な発展に寄与すること。

2 経営理念

「事実」の認識力をベースに、課題を適切に認識すること、そして「指導的機能」と「批判的機能」2つを適切に発揮し、社会や企業、様々なステークホルダー（利害関係者）から真に“信頼”される監査法人を目指す。

3 経営方針

法人Purpose及び経営理念を実現するために、以下の事項を経営方針としております。

■ 監査品質の維持・向上

上場企業を監査する以上、その品質レベルに“監査法人の規模”は関係ないと考え、監査業務においては、監査品質を最も重視しております。詳細は、「04品質管理体制について」に記載しておりますが、当法人は設立以来、無理な拡大志向は持たず、リソースが足りない場合や業務リスクが高い場合には、監査契約の受嘱や監査契約の継続をしないことを全社員が共有認識しております。その上で、監査基準等に基づいた監査を適切に実施できるよう、業務管理部が法人内の様々なインフラを整備し、品質管理に責任を持つ品質管理委員会が、日々又は定期的に法人内のインフラのチェックを含め法人の監査品質の状況をモニタリングし、必要な改善事項を全社員で共有することで、継続的に監査品質の維持・向上に努めております。

■ 監査クライアントへの指導的機能の発揮

監査品質の維持と向上を大前提とした上で、我々監査法人に社会やクライアントが求めている最も重要なことは「課題解決へ向けた指導性」だと考えており、その上で、「ダメなものはダメ」ときちんと批判をしていくことを全職員に示しております。簡単なようですが、事実関係をきちんと認識する力がなければ、真に適切な会計処理を導くことはできませんし、コミュニケーション能力がなければ適時適切に相手に伝え理解していただくことはできません。何よりも当監査法人の職員1人1人が常に「当事者意識」を持ち、業務に取り組んでいくことが重要なことと考えております。

なお、非監査業務については、専門職員の指導的機能を含めた専門的能力を幅広く身に着けていくために重要な業務と考えていることから、倫理規則や当監査法人内で決められている独立性のルールを逸脱しない範囲で受嘱するようにしております。

■ 1人1人が会計監査業界のプロとなるための人材（専門職員）の育成

監査品質を担保するためにもっとも重要なものの1つとして、“人材”を考えております。専門職員の採用については、年間の採用計画に基づき公認会計士試験合格者だけでなく、会計の専門家を目指す者やICTの専門家等を幅広く積極的に採用し、入所した後の「研修育成」を重視しております。

具体的には、CPDとして求められている必須研修分野を含めた年40時間以上の事務所での全体研修の他、専門職員のバックグラウンド別に、「新人研修プログラム」や「システム監査研修」、「監査総論を含めたアソシエイト研修」、「内部統制研修」、「各勘定科目別研修」、外部専門家による「プレゼンテーション演習」、一般財団法人会計教育研修機構のセミナー受講等を用意し、各現場でのOJTと相乗効果になるよう計画しております。

また、各職員が専門力を身につけた上で、「組織としてのチームプレー」を実践できることがとても重要になることから、研修内においても「グループワーク」を取り入れ、コミュニケーション能力の向上を図れるよう取り組んでおります。

研修だけではなく、各専門職員のキャリアプランや現状の能力と実務が大きく乖離しないよう、年に最低2回のカウンセリングを実施し、監査チームの編成やアサインへも反映するようにしております。

最終的には、各専門職員がそれぞれのポジションにおける「当事者意識」を持ち、“各監査チームでベストパフォーマンスができる”ことを目標に人材育成に取り組んでおります。



■ ICTの積極的な導入及び開発

監査品質を維持・向上していくためには、“ICT”的積極的な活用も必要不可欠と考えております。例えば、企業の営業データや会計データは多くの企業でペーパーレス(データ)に移行しており、監査をする側にもICTの知識が必須であること同時にAIとまでいかなくてもRPAやエクセルの集計機能、マクロ機能を活用することで、企業データの監査は人間が行う以上に“効果的”かつ“効率的”に実施することが可能になると考えております。その上で、専門職員(人)は、個々の企業を理解し、適切な会計処理や効果的な内部統制を考えるといった、指導性を発揮する時間を確保できると考え、積極的にICT領域への投資及び開発を進めております。

■ 「クライアントのサポート」及び「職員の国際的感覚の形成」を目的とした国際戦略

昨今、多くの企業が海外進出を含めたグローバルなビジネス展開をしており、監査法人においてもそのような企業をどのように監査していくのかは大きな課題と考えております。

当監査法人では、世界における日本のプレゼンスや独立的な運営を重要視し、ネットワークファームではなくアソシエーションネットワークである2つのグローバルネットワークに加盟しております。

監査品質については、各国のメンバーファームで適切に整備及び運用することが当たり前だと考えていることと、不明な点があれば適切にコミュニケーションし解決していくことで、クライアントのサポートについては、十分と考えているためです。このコミュニケーションの過程で、各メンバーファームの専門職員同士も情報交換をすることができ、信頼関係を築くとともに、全職員が国際的感覚を形成することもでき、ネットワークファームのグローバルネットワークに加盟せずとも現時点では目的を達成することができると考えております。

なお、現在加盟している「ALLINIAL Global」と「AGN International」はアソシエーションネットワークの中では、第2位と第8位の規模があり、クライアントのサポート範囲、能力、グループ監査の質の観点からもBig4以下のネットワークと同じよう発揮できると考えておりますが、引き続き、監査品質にフォーカスし情報交換を続け、グローバルネットワークとして維持・向上を図ってまいります。

4 共通の価値観・行動指針

上記法人としてのPurpose、経営理念、経営方針を実現していくために、社員及び職員の共通価値観・行動指針として以下を掲げております。

- プロフェッショナルとしての意識を持ち続けること。
- 社会・企業の課題に真摯に向き合うためにも、事実関係を適切に認識すること。
- 課題解決に向けて指導性を適切に発揮すること。
- チームワークとコミュニケーションを大切にすること。
- コンフォートゾーン(できること、やりたいこと)にとどまらず、自己研鑽を継続し新しいことに主体的に挑戦し続けること。

ガバナンス体制

ガバナンス体制について 10

ガバナンス体制について

最終的な意思決定機関は社員会としております。社員会での決定事項の執行に関する最終責任は“総括代表社員”が負い、品質管理責任者、業務管理担当社員、人事担当社員等各責任者へ必要な権限を移譲して運営を行っております。その状況は適時に総括代表社員へ報告するとともに毎月の社員会や運営会議でも共有されております。また、品質管理委員会では、品質管理責任者である品質管理委員長の指揮のもと品質管理システムに関する整備及び運用の有効性、及び法令遵守の状況について適時検証しております。

なお、毎月の社員会以外に、外部の顧問弁護士、顧問税理士、顧問社会保険労務士を交えた会議も毎月実施しており、経営上の相談や助言をしていただいております。

各組織について

應和監査法人の組織は以下のとおりとなっております。

■ 業務管理部

「業務管理部」では、監査の品質を維持・向上するための監査マニュアルや監査プログラムの開発、個々の監査業務の管理(執行社員や審査担当社員候補者の提案、専門的見解への問合せ、アサイン管理、審査までの業務管理等)を行っております。また、監査業務におけるICTの活用としてバーチャルデスクトップ(VDI)や電子調書システムなどのICTプラットフォームの運用、監査業務の生産性を向上させるためにRPAやマクロを利用したプログラム開発などに取り組んでおりますが、総合して“監査業務DX”とし、「業務管理部」が総括代表社員及びICTチームと一緒に進めております。

人材育成のための研修は、人事部で管理することが多いですが、当監査法人では品質管理に直結する重要事項ととらえ、業務管理部の所管としております。ただし、採用後のカウンセリング、人事考課など人材マネジメントは人事部で実施しているため、人事担当社員と適切に連動しながら計画実施しております。

■ 人事部

「人事部」では、当監査法人の採用計画に従った定期採用のみならず、営業の状況や人員数の動向を見ながら通年採用に取り組んでおります。また、採用後の研修及び人事考課(カウンセリング)については、日々の監査業務にも関係することから、業務管理担当社員と連携しながら人材マネジメントに反映しております。

■ 総務部/経理部

庶務業務・経理業務の他、法人で使用する全てのICT(ハード及びソフト)を“ICTチーム”にて管理しております。ICTチームには、4名のICT専門職員が在籍しており、法人内のICT運用サポートや情報セキュリティも管理しております。

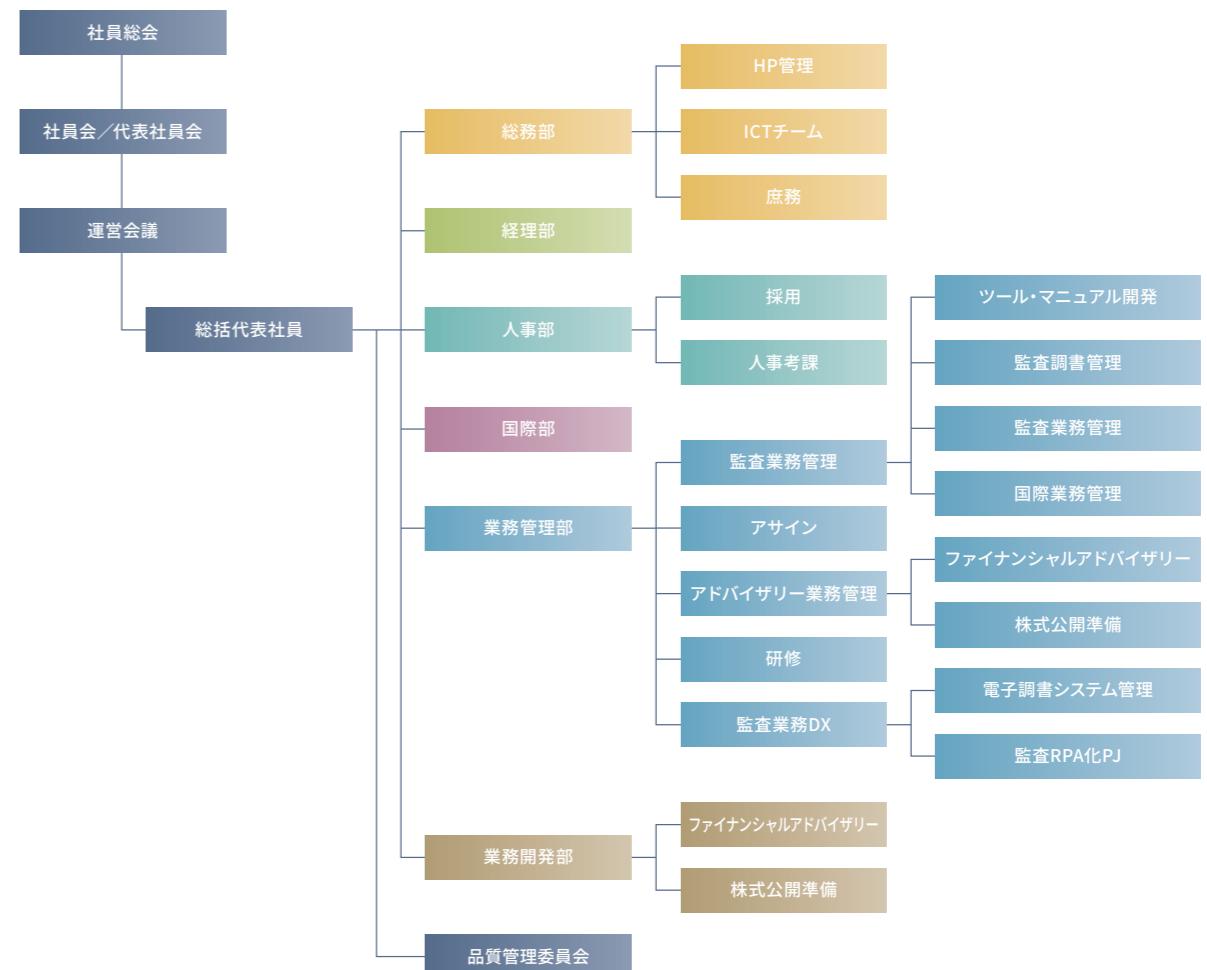
また、ICT専門職員は、システム監査の研修も受けており、監査チームの要請によりICT専門家によるシステム監査も実施しております。

■ 品質管理委員会

「品質管理委員会」は、業務管理部で執行していることを独立した委員会としてモニタリングし、必要な場合には、運用改善をさせることで品質管理の維持・向上を図っております。そのため、品質管理委員会委員長が品質管理責任者となっております。

「品質管理委員会」は、品質管理計画に従って活動しており、月に1回品質管理委員会を開催し活動報告を行っております。「品質管理委員会」には、品質管理委員長及び他の4名の社員が出席し、当監査法人の監査品質上の問題点について、共有するとともに改善方法を協議決定し、業務管理部での執行に反映するようにしております。

應和監査法人組織図



(2025年6月30日現在)



監査品質の指標(AQI)概要について

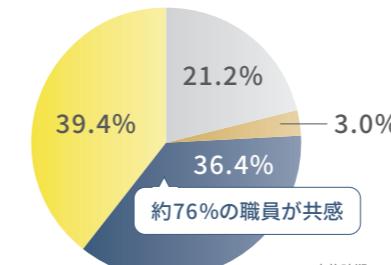
当監査法人は、継続的な監査品質の向上を図るため、監査品質を評価する基準を設け、それに基づいて定期的な監査品質の監視を行い、その結果を元に品質向上の取り組みを進めてまいります。

経営理念及び品質管理に対する考え方への理解

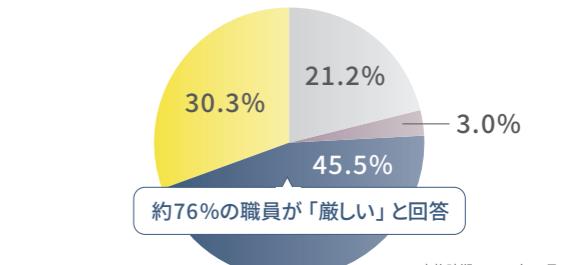
詳細は01基本理念→

経営者の経営理念や監査に対する考え方と共感しますか？

当監査法人の品質管理体制は厳しいと思いますか？



実施時期：2025年10月



実施時期：2025年10月

職業倫理と独立性

詳細は04品質管理基盤→

独立性チェックの実施状況

年 度	2023年度	2024年度	2025年度
実施時期	12月	12月	11月
回 収 率	100%	100%	100%
結 果	違反事項なし	違反事項なし	違反事項なし

※毎年12月に実施しているほか、非定期的（新規監査クライアント受嘱時など）にも個別に実施しております。

報酬依存度

詳細は07財務基盤→

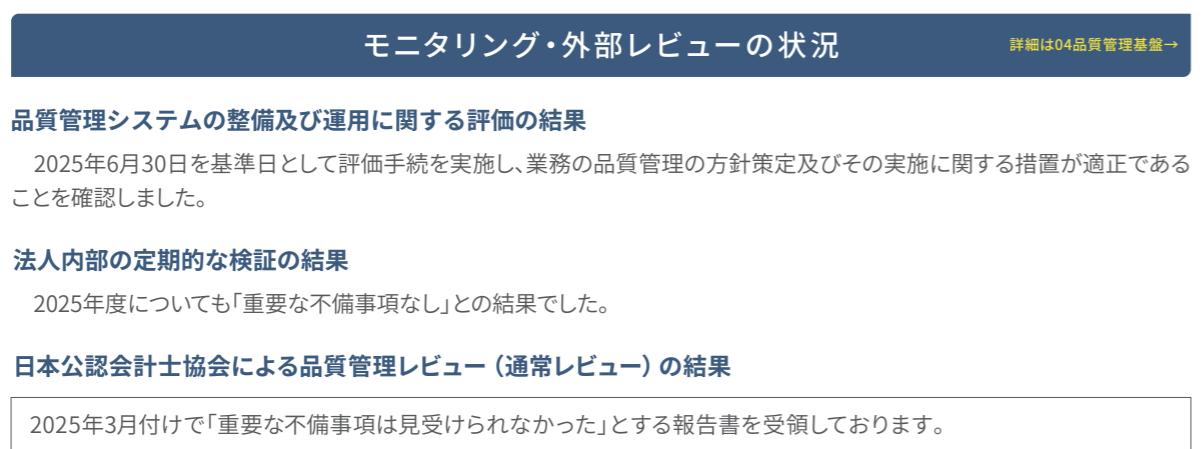
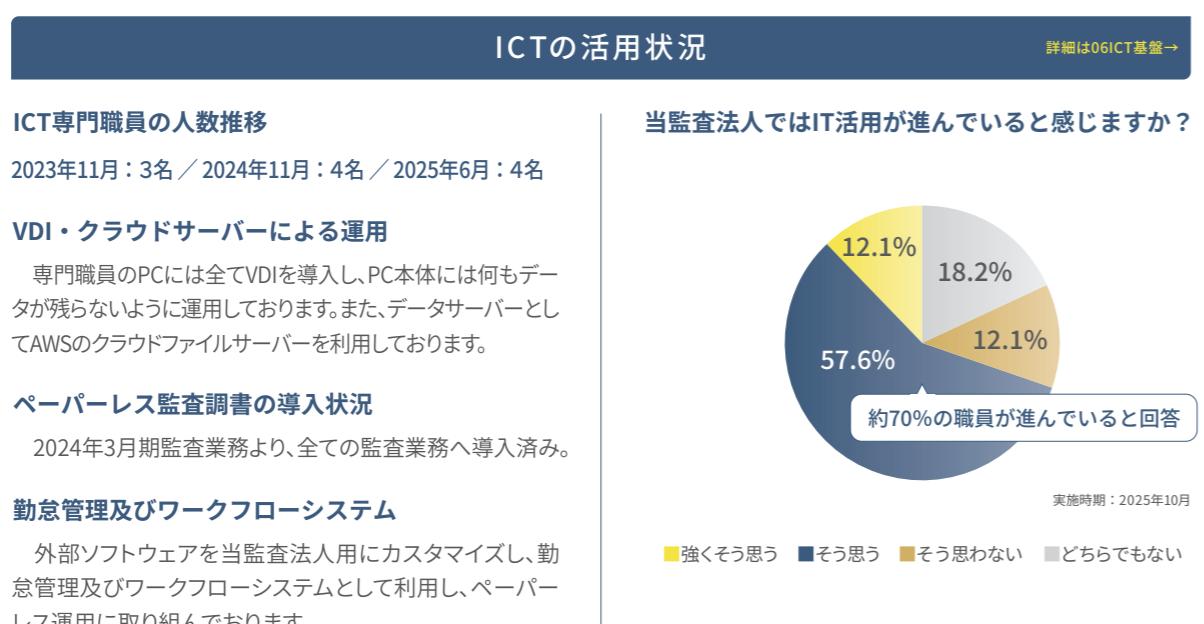
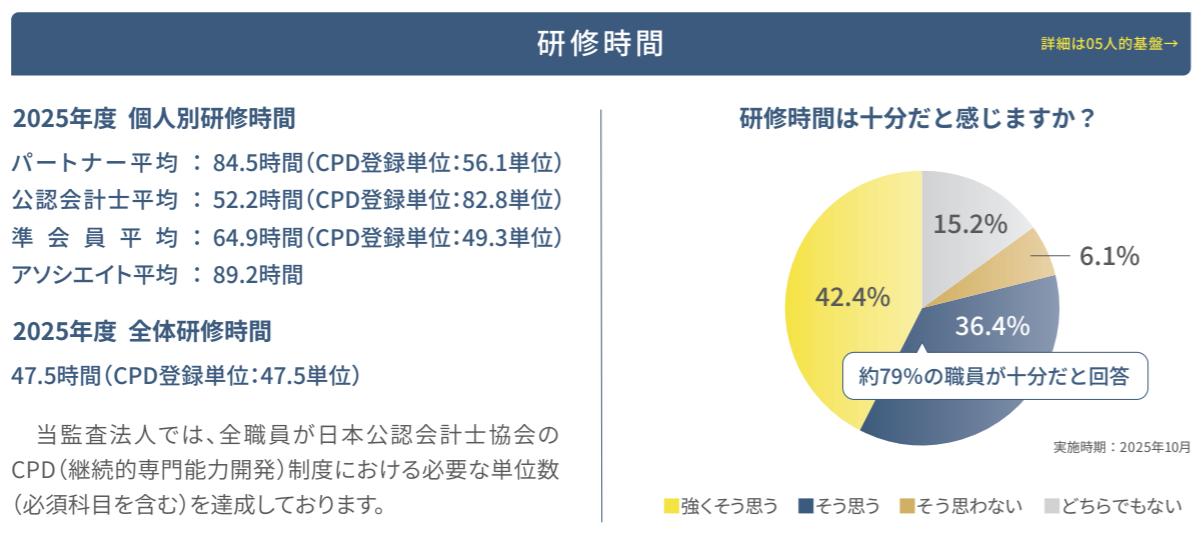
当監査法人の業務収入に占める特定の被監査会社に対する報酬依存度は、下記のとおりです。

年 度	2023年度	2024年度	2025年度
最も報酬の高い被監査会社に対する報酬依存度	7.9%	6.4%	8.2%

人員の推移

詳細は05人的基盤→

年 度	2023年度	2024年度	2025年度
社 員	5	6	6
公認会計士等 (米国公認会計士及び公認会計士試験合格者を含む)	19	23	24
その他の専門職員（アソシエイト等）	9	13	18
ICT専門職員	3	4	4
その他事務員	3	3	2
合 計	39	49	54



品質管理基盤

「品質管理の應和」を目指して 16

品質管理体制について 17

「品質管理の應和」を目指して

公認会計士、監査法人が社会において果たすべき使命である「財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与する」を果たすために、應和監査法人では経営方針の中でも最重点項目として、「監査品質の維持・向上」を掲げています。

監査法人の役割としての財務諸表の信頼性の確保のためには、監査業務の品質が高いレベルで確保されていることが大前提です。品質管理体制の高度化のためには、単なる業務プロセスの改訂だけにとどまらず、業務の実施プロセス、人材、IT等のあらゆる要素に目を向けて、法人構成員一人ひとりが一丸となって取り組む必要があります。

應和監査法人における高品質の品質管理を支える主要な組織としては、品質管理の執行部門として監査ツール・マニュアルの改訂、監査チーム体制の検討、専門要員の教育研修、ITを利用した監査の立案検討等を担当する業務管理部、各監査業務の定期的な検証や事務所全体の品質管理体制のモニタリングを中心に品質管理体制の管理監督を行う品質管理委員会があります。

このような制度的な側面のみならず、品質管理の高度化のために特に重要なのは、各構成員の品質管理に対する高い意識と、日々の業務における継続的なボトムアッププロセスに基づく細やかな改善活動の積み上げであると考えています。

應和監査法人では今まで品質管理体制については高いレベルで整備運用してきた自負がありますが、環境が激変する中、今後においても引き続きより高いレベルの品質管理体制を目指してまいります。



品質管理委員会 委員長 土居 靖明

品質管理体制について

當監査法人では、品質管理に関する適切な方針及び手続に係る規程を定めており、品質管理体制の整備及び運用並びにモニタリング及び改善プロセスの運用については、総括代表社員が、最終的な責任を負っております。また、品質管理体制の整備及び運用並びにモニタリング及び改善プロセスの運用に関する責任部署として品質管理委員会を設置しており、品質管理委員長がその責任を負っております。

また、當監査法人は、「監査における不正リスク対応基準」(2013年3月13日 企業会計審議会)等の設定に伴い、不正リスクに留意して品質管理に関する方針及び手続を定め、適切な整備及び運用に努めております。不正リスクにおける品質管理に関する責任者を品質管理委員長とし、その整備及び運用並びにモニタリング及び改善プロセスの運用に関する責任部署を品質管理委員会としております。

なお、當監査法人では改定された「監査に関する品質管理基準(2021年11月16日 企業会計審議会)」等を2024年7月1日から適用しております。

品質管理システムの概要及びリスク評価プロセス

當監査法人では、実施する監査業務に関し、以下の合理的な保証を提供するために、品質管理体制を整備し運用しております。

ア.當監査法人及び専門要員が、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って自らの責任を果たすとともに、当該基準及び法令等に従って監査業務を実施すること。

イ.當監査法人又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行すること。

そのうえで、當監査法人の基本理念を達成するため、以下の品質管理体制の構成要素に関連付けて必要な「品質目標」を社員会で協議の上決定しております。

- ガバナンス及びリーダーシップ
- 職業倫理及び独立性
- 監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務(以下、「監査業務等」という。)の契約の受嘱及び継続の方針
- 業務の実施
- 監査事務所の業務運営に関する資源
- 情報と伝達
- 監査事務所間の引継

また、品質目標の達成を阻害しうるリスクの識別及び評価、リスクへの対処からなる品質管理体制にかかるリスク評価プロセスの整備及び品質目標自体の十分性の評価は品質管理委員会で実施しております。



品質管理体制の評価

改訂された「監査に関する品質管理基準」においては、品質管理体制に関する最高責任者が、特定の基準日において、少なくとも年に一度、品質管理体制を評価しなければならないと定めております。

當監査法人では、品質管理体制の評価基準日を當監査法人の事業年度末である6月30日としております。(決算期変更に伴い、2025年11月30日から変更しております)

ガバナンス及びリーダーシップ

当監査法人では、総括代表社員及び社員が中心となって、健全な組織風土の醸成に努めています。また、当監査法人の品質に関する説明責任を含む品質管理の責任は、最終的には総括代表社員が負っておりますが、組織内に品質管理システムの整備及び運用に関する責任者並びにモニタリング及び改善プロセスの運用に関する責任者を設置するとともに、各監査業務実施の責任者が一義的な責任者であることとしております。

さらに、総括代表社員を含めた各社員が監査法人運営上の各役割に就いており、組織構造、職務分掌及び権限は規程等で明記しております。なお、監査法人運営及び業務運営に関する資源の適切な利用に関しては社員会で協議することとしております。

また、社員の報酬は代表社員会運営規程に基づき、代表社員会で審議し決定しております。当該報酬評価にあたっては、品質管理の方針の遵守も考慮して実施しております。

職業倫理及び独立性

① 職業倫理

当監査法人では、所属する全ての社員及び職員並びに監査業務の実施において利用する外部の業務提供者が監査の実施において独立性と倫理性を保持するため、監査実施者の適格性要件をまとめ、研修等を実施すること及び、研修の受講状況等の把握及び評価により「倫理規則等」の遵守について周知徹底を図っております。

品質管理委員会は、職業倫理の遵守に対する脅威を識別して評価し、それに対処するための方針及び手続並びに職業倫理に抵触する事項を発見し、対処するための方針及び手続を定めております。

監査実施の責任者は、年度の監査を通じて定期的に、自ら及び補助者による職業倫理の遵守状況を確認しております。

② 独立性

当監査法人では、所属する全ての社員及び職員並びに監査業務の実施において利用する外部の業務提供者が、我が国関係法令及び日本公認会計士協会が定める監査人の独立性に関する諸規則を遵守することを目標としております。

品質管理委員会は、独立性の保持に対する脅威を識別して評価し、それに対処するための方針及び手続並びに独立性を侵害する事項を発見し、対処するための方針及び手続を定めております。当該方針に基づき、当監査法人としては、定期的に全ての社員及び職員から「独立性のチェックリスト」により「独立性の確認書」を入手しております。また、非監査業務を受嘱する際には、独立性に与える影響を把握及び評価した上で、社員会での報告事項としております。

③ ローテーションの方針及び手続

当監査法人では、監査業務に関する社員のローテーションの方針及び手続については、大会社等の監査業務に関する社員の関与期間は7年を超えないこと、必要なインターバルは最低2年（筆頭業務執行社員を累積で4年以上している場合は最低5年、審査の担当者（以下「審査担当社員」という）は最低3年）とすること等の方針を策定し、運用及び監視を行っております。

監査業務等の契約の受嘱及び継続の方針に関する事項

① 監査業務等の契約の受嘱

当監査法人では、監査業務等の契約の受嘱に先立ち、企業と当監査法人（社員・職員を含む）の利害関係の有無を調査するとともに、企業及び経営陣の誠実性やバックグラウンドの理解、業務の内容、契約条件、当監査法人の能力、経験及び業務リスク等を検討し、監査業務等の契約の受嘱にあたっては、審査担当社員による承認及び社員会の受嘱決議を必要としております。

また、不正リスク対応基準が適用される監査業務に係る監査契約の新規の受嘱の判断に際しては、不正リスクを考慮して監査契約の新規受嘱に伴うリスクを評価し、契約の新規受嘱時にリスクの程度に応じて、法人内で適切な承認を得るための手続を定めております。

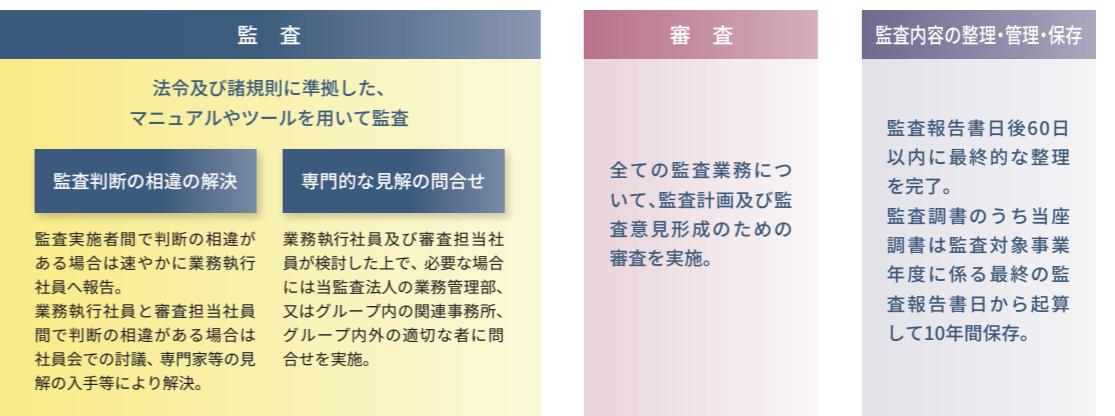
② 監査業務等の契約の継続の方針

当監査法人では、監査業務等の契約の継続は審査担当社員による承認を必要としております。監査業務等の継続の承認手続は、実質的な業務の開始前に完了することとし、その後の経過をモニタリングしております。

その結果、対応しがたいリスクが識別された場合には、監査業務等は継続しないこととしております。

また、不正リスク対応基準が適用される監査業務に係る監査契約の継続の判断に際しては、不正リスクを考慮して監査契約の継続に伴うリスクを評価し、継続時にリスクの程度に応じて、法人内で適切な承認を得るための手続を定めております。

業務の実施



① 監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針及び手続

監査に関する法令及び諸規則としては、会社法関連の法令、金融商品取引法関連の法令、監査基準、中間監査基準、期中レビュー基準、内部統制監査基準、日本公認会計士協会の監査基準報告書や監査に関する実務指針等が含まれております。

当監査法人では、これらの法令及び諸規則に準拠した監査を実施するために、「監査マニュアル」を整備しております。

また、監査の実施に当たっては、当該監査マニュアルの内容を反映した監査ツールを用いております。この当該監査マニュアルに従って監査を実施することにより、全ての社員及び職員等の監査諸規則等への遵守が図られるため、関連する法令及び諸規則への準拠、監査業務の統一的な実施と品質の維持が担保されております。

また、不正リスクに適切に対応できるように、監査業務に係る監督及び査閲に関する方針及び手続を定めております。

② 専門的な見解の問合せの方針及び手続

当監査法人では、専門性が高く判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項については、業務執行社員及び審査担当社員が検討した上で、必要な場合には当監査法人の業務管理部、又はグループ内の関連事務所に問合せを行うことにしております。

また、監査チームが、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況を識別した場合、若しくは不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断した場合には、必要に応じ業務管理部又は当監査法人グループ内外の適切な者に専門的な見解の問合せを行うことにしております。

③ 監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続

当監査法人では、監査実施者間で監査上の判断の相違が生じるおそれのある場合は速やかに業務執行社員に報告することにしております。また、業務執行社員と審査担当社員との間で監査上の判断の相違が生じた場合は、社員会での討議、専門家等の見解の入手等を行い監査上の判断の相違を解決することとしております。

④ 審査の方針及び手続

当監査法人では、全ての監査業務について、監査計画及び監査意見形成のための審査を行い、審査に関する方針及び手続を「審査規程」として定めております。

なお、審査担当社員は、品質管理規程により業務執行社員ではない社員から選定しております。

審査担当社員の選任に当たっては、必要な経験・能力等といった適格性の要件を勘案しております。審査規程に基づき必要と認められる場合には、監査意見の形成に関して複数の社員による合議制の審査を実施しております。また、審査の結果は審査書にまとめられ、業務管理部で保管しております。

また、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、審査に関する規程に基づき、修正後の監査計画及び監査手続が妥当であるかどうか、入手した監査証拠が十分かつ適切であるかどうかについて、審査担当社員又は複数の社員による合議制の審査において審議することとしております。

⑤ 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存の方針及び手続

当監査法人では、監査調書の最終的な整理を完了する期限を監査報告書日後60日以内と定めております。また、監査調書のうち当座調書の保存期間は、監査対象事業年度に係る最終の監査報告書日から起算して10年間と定めております。これらを含めた監査調書の管理の方針及び手続については細則を定め運用しております。なお、当監査法人では全ての監査業務に係る監査調書は原則、電子調書としております。電子調書は「Caseware Working Papers」内で管理しており、監査報告書日後の更新履歴は網羅的に管理しております。また、当該アプリケーションの仕様により、アーカイブ(最終的な整理完了後のロックダウン処理)後の監査調書は修正等の作業は一切できないよう管理・保存しております。

監査事務所の業務運営に関する資源

① 人的資源について

当監査法人では、職員の採用について、法人の経営方針に基づく人員計画により実施しております。職員の教育・訓練については、CPDとして求められている必須研修分野を含めた年40時間以上の全体研修だけではなく、各専門職員のバックグラウンド別に、「新人研修プログラム」や「システム監査研修」「監査総論を含めたアソシエイト研修」「内部統制実践研修」「各勘定科目別監査研修」や、外部専門家による「プレゼンテーション演習」等も計画し、各現場でのOJTと相乗効果になるよう実施しております。また、監査業務を行う上で必要な不正事例に関する知識を習得し能力を開発できるよう当監査法人内外の研修、不正関連業務の専門家によるセミナー等、不正に関する教育・訓練の機会も提供しております。その他、一般財団法人会計教育研修機構のE-Learningコンテンツも開放し、様々なバックグラウンドを有する職員が、各自学ぶ必要がある分野を自己研修できるよう研修環境を整備しております。

職員の評価については、年1回の法人評価テーブルに基づく評価を実施すると同時に年2回定期カウンセリングを実施し、タイムリーにフィードバックが出来るようとしております。

業務を担当する社員を含む監査チームへの選任については、選任のための方針を策定し、当該方針にしたがって、編成責任者が執行しております。チームの編成に関しては、各業務に必要な専門能力や経験を備えた編成となるよう配慮しております。また、被監査会社等のITシステム利用の範囲やその複雑性等に応じてITの専門家を加えております。監査実施の責任者は、監査チームが十分かつ適切な資源を適時に利用可能かを判断し、不十分又は不適切であると判断した場合には、適切な措置を講じることとしております。

また、職員の教育・訓練において、監査業務を行う上で必要な不正事例に関する知識を習得し、能力を開発できるよう当監査法人内外の研修、不正関連業務の専門家によるセミナー等、不正に関する教育・訓練の機会を提供しております。

② テクノロジー資源について

当監査法人では、監査品質の側面から、監査のペーパーレス化、AIやVBAを利用した業務効率化やその他のサポートを行なうために、ICTチームを設置し、中長期的なICT基盤の構築計画を立案し、整備及び運用を積極的に進めております。

情報と伝達

① 監査事務所の定める品質管理システムへの抵触等に係る情報収集のプロセス

当監査法人では、監査業務に係る専門職員の関連法令違反、不適切な行為、判断及び意見表明、監査事務所の定める品質管理システムへの抵触等に関して、監査事務所の内外から情報を適切に収集し、活用するための方針及び手続を定めております。

② 経営者及び監査役等との品質管理システムに関する協議に係る方針及び手続

当監査法人では、経営者及び監査役等との品質管理システムに関する協議について、内容、時期及び形式を含めた方針及び手続を定めております。

③ 監査事務所の外部の者への品質管理システムに関する情報の提供に係る方針及び手続

当監査法人では、必要に応じて実施する監査事務所の外部の者への品質管理システムに関する情報の提供について、内容、時期及び形式を含めた方針及び手続を定めております。

監査事務所間の引継

① 後任の監査事務所への引継に関する方針及び手続

当監査法人では後任の監査事務所への引継にあたり、財務諸表の重要な虚偽の表示に関する情報若しくは状況、又は企業との間の重要な意見の相違等を含め、監査上の重要事項を伝達するとともに、後任の監査事務所から要請があった場合にはそれらに関連する監査調書の閲覧に応じるための方針及び手続を定めております。

② 前任の監査事務所からの引継に関する方針及び手続

当監査法人では前任の監査事務所からの引継にあたり、交代事由、企業との間の重要な意見の相違等の監査上の重要事項に関する問合せを行うための方針及び手続を定めております。

監査業務の受嘱の判断に当たり、監査実施の責任者が実施した引継の状況を適時に社員会へ報告しております。

品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス

① 監査事務所の品質管理に関する方針及び手続に係るモニタリング及び改善プロセス

当監査法人では、品質管理システムに関する監査業務の定期的な検証に関する方針及び手続を定めております。

品質管理システムのモニタリングの目的は、職業的専門家としての基準及び法令等遵守、品質管理システムの整備及び運用の状況、発行する監査報告書の適切性の評価を行うことになります。また、不正リスクへの対応を含めた定期的な検証において、監査契約の新規受嘱及び更新、不正に関する教育・訓練、業務の実施及び監査事務所間の引継等が関連規程に準拠して実施されていることを確かめています。

② 識別した不備の評価、伝達及び是正の方針及び手続

品質管理システムのモニタリングによる発見事項については、不備の根本原因分析を行い、不備の重大性及び影響が及ぶ範囲を評価しております。発見された不備の根本原因分析結果を踏まえ、その影響に応じて決定した是正措置を適切な関係者に伝達するとともに、総括代表社員及び品質管理委員会委員長に報告し対処する体制を構築しております。

具体的活動

▶ 品質管理委員会の活動

品質管理委員会は、月に一度、社員を構成員として開催しており、品質管理担当社員等が、監査の品質管理規程・品質管理委員会運営規程等に基づき、監査マニュアル、ツール、標準フォーマットの改訂、ローテーション計画、定期的検証、品質管理関連の研修計画、各監査契約の審査状況、及び調書登録の状況等を個別業務の定期的検証や品質管理システムのモニタリングを通じて検証し、その結果を品質管理委員会及び社員会へ報告しております。また、品質管理委員長は品質管理担当社員(品質管理責任者)が担当しており、品質管理に関する各種トピックに係る情報収集と共有や倫理、独立性に関する事実の周知、啓蒙活動を日々実施しております。

▶ 定期的検証

品質管理委員会により当監査法人の監査業務の定期的検証の年間計画を定め、それに基づいて検証担当者が実施しております。その結果は品質管理委員会及び社員会に報告され、更に今後の監査業務等の品質管理に役立てるために、研修等を通じ専門職員等にフィードバックされております。

③ 不服と疑義の申立ての方針及び手続

当監査法人内における不服と疑義の申し立てについて、適切に対処するために通報制度を整備及び運用しており、これらの申し立てを受けることを可能とするための通報窓口を当監査法人内外に設けております。

また、不正リスクに関して当監査法人内外から当監査法人に寄せられた情報については、情報受信者より、業務管理担当社員及び業務執行社員へ適時に伝達し、監査チームが監査の実施において当該情報をどのように検討したかについて総括代表社員及び品質管理委員会に報告されていることを確かめています。

④ 外部機関による監視

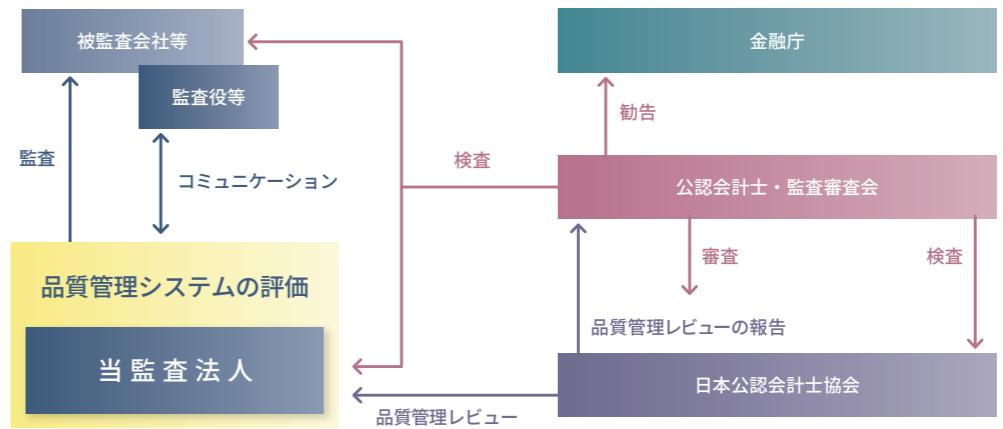
公認会計士法に基づいて、公認会計士・監査審査会が設置されております。公認会計士・監査審査会は、行政としての監視・監督の立場から、日本公認会計士協会による自主規制(日本公認会計士協会が行う「品質管理レビュー」のことを指します。)の限界を補完するとともに、日本公認会計士協会の公平性・中立性・有効性を確保する観点から適切な役割を果たすために、日本公認会計士協会による品質管理レビューの監視を行っております。

具体的活動

▶ 日本公認会計士協会による品質管理レビュー及び公認会計士・監査審査会による検査

日本公認会計士協会の品質管理レビューでは、個別の監査業務に影響を与える監査事務所の品質管理システムの整備及び運用の状況、並びに当該品質管理システムが個別業務において適切に運用されているかを確認します。

公認会計士・監査審査会は、日本公認会計士協会から品質管理レビューに関する報告を受け、主に品質管理レビュー制度が適切に運営されているか、監査事務所の監査業務が適切に行われているかについて審査し、必要に応じて監査事務所等への立入検査を実施しております。立入検査の結果、監査事務所の品質管理のシステムや個別監査業務の不備を発見した場合には、検査結果通知書により通知し、監査事務所にその改善を促しております。



法人内部及び外部のレビュー及び検査結果等

品質管理システムの整備及び運用に関する評価の結果

当監査法人は、2025年6月30日を基準日として、品質管理システムの最終的な責任者である総括代表社員が品質管理システムの評価を行うため、必要な評価手続を実施しました。

その結果、品質管理システムの整備及び運用に関する最終責任者である総括代表社員は、当監査法人の第19期(2024年12月1日から2025年6月30日)の業務の品質管理の方針策定及びその実施に関する措置が適正であることを確認しました。

法人内部の定期的な検証の結果

年 度	2023年度	2024年度	2025年度
定期的検証の対象となる母集団社数(上場会社数)	10	12	11
上記のうち、定期的検証対象社数	2	3	3
結 論	重要な不備事項なし	重要な不備事項なし	重要な不備事項なし

日本公認会計士協会による品質管理レビュー(通常レビュー)の結果

公認会計士協会による通常の品質管理レビューを受け、2025年3月付で「重要な不備事項は見受けられなかった」とする報告書を受領しております。

公認会計士・監査審査会による処分

当監査法人は、過去に公認会計士・監査審査会による処分を受けたことはありません。



人材に対する考え方

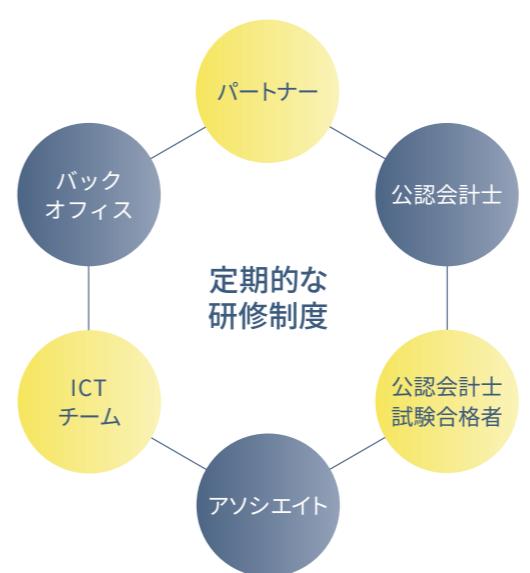
人的基盤について

25

25

| 人材に対する考え方

当監査法人は、法人Purposeおよび経営理念を起点に、人材こそが監査品質の最重要資源であるとの確固たる前提に立っております。近年は監査の担い手である公認会計士の監査離れが指摘される一方で、クライアント側では新たなビジネスモデルの台頭、高度かつ広範なITの導入、サステナビリティ情報開示の拡大など、従前の基礎知識を超える変化が進展しています。こうした環境のもと、監査品質を持続的に高めていくためには、優秀な人材を継続的に採用し、計画的に育成することが不可欠であると考えます。当法人は、公認会計士の資格の有無にかかわらず監査現場で必要となる多様なバックグラウンドを備えた人材を迎える、互いの強みで相互補完するチームづくりを推進するとともに、継続的な学習と実務の循環(研修(CPDを含む)とOJT、評価とフィードバック)を通じて個々の能力を高め、その集積を監査品質の維持・向上へ確実に結び付けてまいります。上記の考え方を具体化した運用方針を、以下に掲げます。



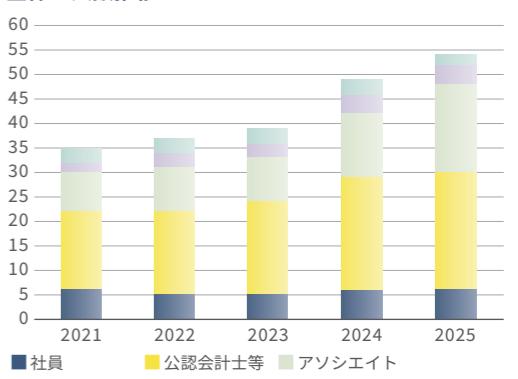
人事担当パートナー 堀 友善

| 人的基盤について

採用方針

当監査法人では、中期的な売上計画及び人員計画に整合させ、定期採用ならびに通年採用を計画的に実施しております。採用枠は、①公認会計士(米国公認会計士及び公認会計士試験合格者を含みます)、②ICT専門職員、③その他の専門資格保有者等に分類し、各区分の業務需要に応じて採用数を設定しております。採用においては、当法人のPurpose及び経営理念への理解と共感を前提とし、会計・監査分野のプロフェッショナルを目指す志、ならびに当事者意識をもって内外の関係者と積極的にコミュニケーションを図る資質を重視しております。これらの方針に基づき、透明性・公平性を確保した選考プロセスを運用し、適切な人材の安定的な確保に努めています。

全体の人数推移

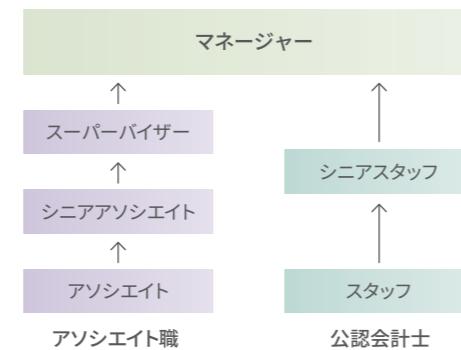
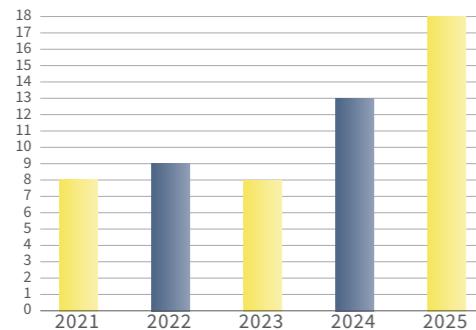


※公認会計士等には米国公認会計士及び公認会計士試験合格者を含む。
決算期変更のため、2021-2024:11月末基準/2025:6月末基準。

アソシエイト制度の採用

当監査法人では、監査の高度化(ICT・サステナビリティ、ビジネスモデルの変化等)への対応と人材確保を目的に、海外事務所の運用事例も踏まえたアソシエイト制度を運用しております。アソシエイトは、公認会計士資格は未保有であっても、大学(会計専門職大学院を含む)での学習履歴や簿記検定等により会計・監査の基礎素養を備える人材を対象に採用し、単なる補助にとどめず、キャリアに応じて定義した役割・権限の下でリスク評価や実証手続等の一定業務を自ら遂行できるよう、入社時研修・月2回のグループ別のアソシエイト研修・OJT・定期評価を組み合わせた育成体系とキャリア制度を整備しております。資格取得については、アソシエイトのキャリアに応じて取得を設定または推奨しており、学習機会の提供等を通じて監査補助経験を踏まえた主体的なキャリア形成を支援しております。

アソシエイト職の人数推移



研修制度

当監査法人では、専門職員が監査品質を維持・向上させるために必要な適性・能力を継続的に高められるよう、CPD(継続的専門能力開発)の必須分野を含む包括的な研修制度を整備し、全専門職員に対し研修部が計画する年間40時間以上の全体研修を受講させております。全体研修は、監査マニュアルの実務運用や職業倫理の向上を中心、最新の会計・監査トピックを取り上げて計画・実施しております。加えて、専門職員のバックグラウンドに応じた具体的ニーズに対応するため、以下の研修プログラムを実施しております。

●新人研修プログラム

新入職員を対象に、監査業務の基礎および実務に必要な知識を学ぶプログラムです。

●システム監査研修

ITやICTに精通した監査が求められる時代に対応するため、システム監査に関するスキルを習得するための研修です。

●内部統制研修

各種業務プロセスの評価や監査に必要な内部統制の理解を深めるための研修です。

●各勘定科目別研修

勘定科目ごとに必要とされる監査知識を重点的に学ぶ研修であり、専門的な知識を補完します。

●外部講師による研修

外部ビジネスマナー、次世代リーダー養成、法務関連等、会計監査の専門領域外の研修を外部講師を招いて実施する研修です。

外部講師による研修は、直接的に会計監査の手続に結び付くものではありませんが、コーチングやファシリテーション等で得た知見をチーム内のフィードバックや会議運営に展開することで監査チームの結束と監査手続の実効性を高める効果があります。あわせて、法務等の周辺領域の知見を多面的に取り入れることにより、一方向に偏らない視点からの分析を促し、結果として監査品質の向上に資するものと考えております。

さらに、公認会計士資格は未保有であっても、大学(会計専門職大学院を含む)での学習履歴や簿記検定等により会計・監査の基礎素養を備える人材をアソシエイトとして採用しており、公認会計士と同等の監査補助業務が遂行できるよう、キャリアに応じたサポートを強化しております。

●アソシエイト研修

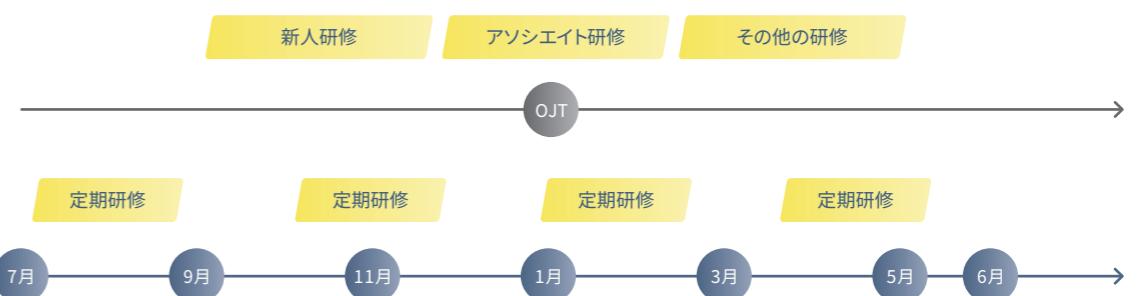
基礎から応用までの会計基準・税法および監査業務の知識を体系的に習得し、監査補助者としての役割理解を深める研修です。

●一般財団法人会計教育研修機構のセミナー

同機構の各種セミナーを受講し、最新の会計基準や監査手法を学ぶことで、業務に応じた専門知識を習得する機会を提供しています。

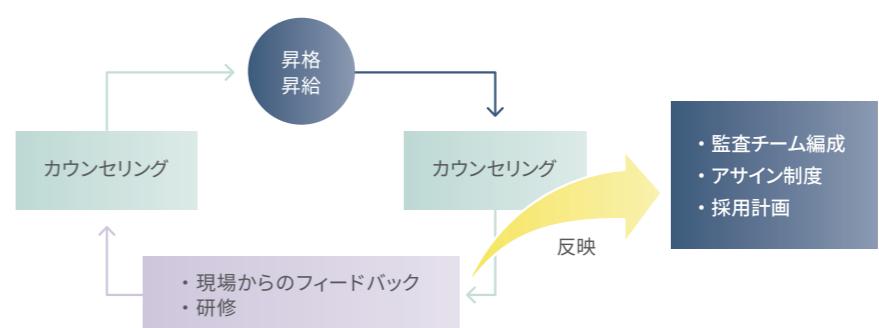
●Allinial Global及びAGN Internationalの研修プログラム

当監査法人のアソシエーションネットワークである Allinial Global 及び AGN International のコンテンツを活用し、IFRS や監査手法のアップデート、ICT・サステナビリティに関するインプットを通じて、国際的な視点を含めた実務知識の深化を図っております。



人事評価制度

当監査法人は監査品質を最重要視し、職員の能力・適性・業績を総合的に評価の対象として、評価結果を昇給・昇格及びアサイン(監査チーム編成)に反映しております。評価は法人の評価テーブルに基づく年1回の評価を基軸としつつ、年間を通じて各監査現場での実務状況を役職・年次ごとの要求事項と照らして確認します。あわせて、全専門職員に年2回の定期カウンセリングを実施し、社員及び上長による業務評価とフィードバックを行っております。これらの結果を基礎として、公平性・一貫性を確保した昇給・昇格の審議を行うとともに、選任方針に従って各業務に必要な専門能力・経験を満たすようチーム編成・アサインに反映いたします。さらに、監査実施の責任者は当該評価・カウンセリングの情報も踏まえ、チームが十分かつ適切な資源を適時に利用可能かを確認し、不足が見込まれる場合には増員・配置換え等の措置を講じております。





ICTへの考え方

ICT基盤について

29

29

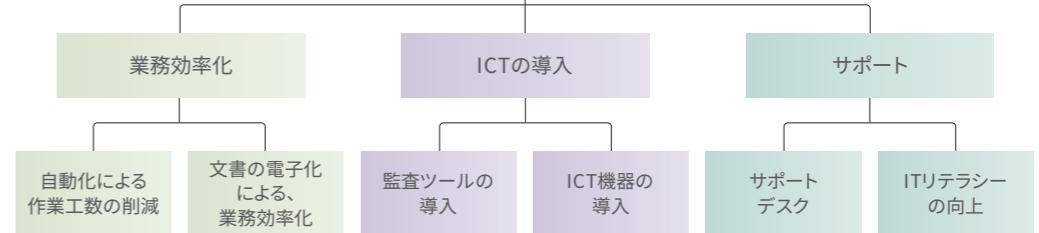
| ICTへの考え方

デジタル技術の進化が加速する現代において、契約書類や会計帳簿は勿論、商取引自体の電子化が進み、生成AIを通じて提供するサービスやビジネスモデルそのものが大きく変わるなど、まさに“変革”的時代を迎えています。監査としても品質管理の側面から、新しいICTを適切に理解・活用し、その運用環境を整備することは必要不可欠なことと考えております。

当監査法人では、監査品質の維持・向上を支える柱のひとつとしてICTへの投資を位置付けています。単に業務の効率化を図るだけでなく、監査人が「考え、判断する時間」を確保し、クライアントに対して的確な助言や洞察を提供するための機会を創出するための基盤として、専門家によるICTチームを設置し、中長期的なICT基盤の構築計画を立案し、整備運用を進めています。

ICTのミッション

精度の高い監査の実現



| ICT基盤について

ICTチームのミッション

当監査法人では、ICT分野の専門人材からなるICTチームを設けております。昨今のICTの急激な発展や浸透状況に対して、「監査クライアントのICTの利用状況に応じた適切な監査を実施すること」、「監査業務の効率性と有効性の向上を目指したICT環境の開発・整備及び運用サポート」という両側面をミッションとして活動しております。

情報技術の進化により、監査としてもセキュリティを含むIT全般統制の重要性が高まるとともに、監査クライアント側からの関心も高まっております。監査クライアントのICTの利用状況や社会的影響度に応じて、専門的な知識・経験を有するICTチームが監査を実施します。

法人内においては、クラウドサーバーや電子調書ツール等の専門性の高いICTインフラを整備しているため、日常的な監査現場での運用サポートを担っています。また、監査現場において考える時間を確保し、クライアントへの指導性を発揮するために、人が行っている作業の一部を自動化していく「自動化ツール」の開発にも力を入れております。その他、監査チームの一員としてシステム監査にも対応しており、実際の監査業務に携わることで現場の細かな要求をキャッチアップし、システム上のリスクを監査チームと共有することで、監査の有効性を維持しつつ作業時間を減らし、作業スピードの向上に貢献しております。



ICTチーム

ICT投資への考え方

多くの企業がICTを活用して業務効率化を進める中、当監査法人では単なる「作業の効率化のためのICT」ではなく、「知識労働の時間を増やす(考える時間を確保し、指導性を発揮していく)」という点を重視しております。ICTの利用によって“作業”としての時間が削減されることで、監査クライアントに対する理解を深め、適切な会計処理の考察や効果的な内部統制の提案といった指導性を発揮する時間が確保できると考えております。そのために必要なICT投資については積極的に行う方針です。

ICT環境

当監査法人では、業務上必要なIT機器は常勤、非常勤にかかわらず全員へ貸与しており、私的なICTツールのインストールは一切認めておりません。また、AWS(Amazon Web Services)の仮想デスクトップサービスやクラウドファイルサーバーを利用しセキュリティを強化しております。

最近の報道でも個人所有のICT機器による情報漏洩等のセキュリティ事故は後を絶ちません。当監査法人では、非常勤を含む全ての職員にセキュリティを確保している端末を貸与することで、セキュリティリスクを減らす取り組みを行っており、仮想デスクトップサービス(Amazon Web ServicesのVirtual Desktop Infrastructure:VDI)やクラウドファイルサーバーも利用することで、パソコン本体に情報を一切残さず、当監査法人内のネットワーク内というセキュリティの強固な環境にデータを残すという運用を行っております。その他、当監査法人の貸与パソコンは毎シャットダウン時に内部データをクリーニングするアプリケーションを導入しており、貸与パソコン内には一切のデータが残らないようにしております。この運用はシステム的にセキュリティを担保することで、利用者が業務に集中できるようにするために、さらにヒューマンエラーを防止するための方法です。

セキュリティ事故はヒューマンエラーにより発生することが多いため、「教育」と「システム」のバランスをとりながらヒューマンエラーを防いでおります。

ICT専門職員の配置

ICTの進歩は著しく、昨今の人手不足から企業のICTへの依存度は高い状態となっております。そのため、監査業務でもシステム監査の重要性が高くなっています。当監査法人ではICTチームでもシステム監査ができるよう、研修や一部の資格取得を推奨する等をしております。ICTの専門家がシステム監査を行うことにより、品質の高い監査を実現することができるだけではなく、セキュリティリスクの発見や昨今のIT情勢等の情報提供等の付加価値を提供できると考えております。

また、当監査法人内においてもICTへの依存度が高くなっている中、専門職員のICTトラブル対応等、監査業務の滞りが無いようサポートできる体制を考え、ICT専門職員を積極的に採用し、ICTチームに配置するよう進めております。

ICT環境におけるセキュリティ強化

- ・全員へIT機器を貸与
 - 個人のICT端末による情報漏洩を防止
- ・仮想デスクトップやクラウドファイルサーバーを利用
- ・シャットダウン時に内部データをクリーニング
 - IT機器本体に情報を残さない

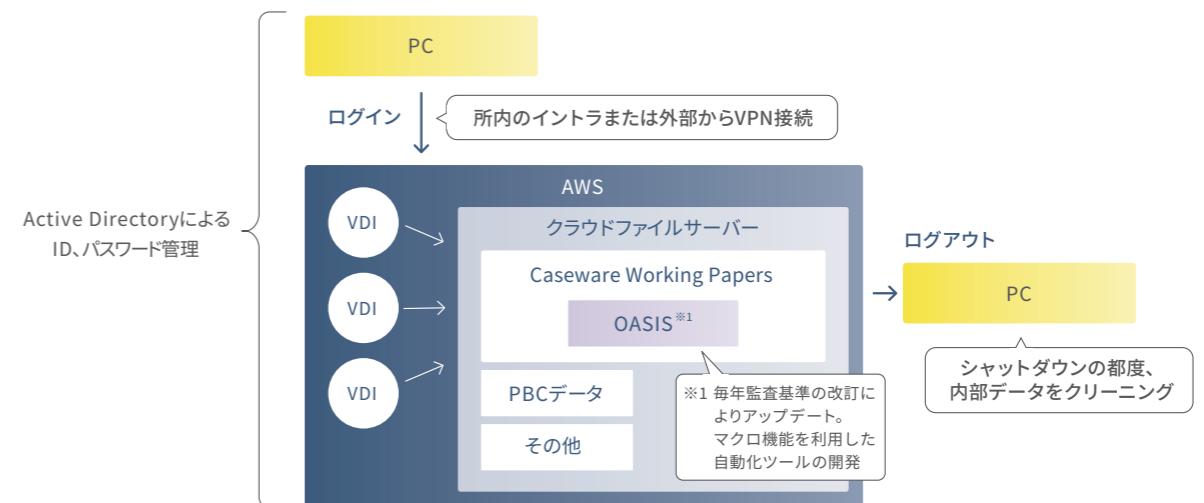
ICT専門職員によるシステム監査

- ・質の高い監査
- ・セキュリティリスクの発見
- ・昨今のIT情勢の情報提供 等

監査業務のDX

当監査法人では、日本公認会計士協会が公表している「財務諸表監査・内部統制監査の手引」や監査基準等を参考に独自の監査ツール、「OASIS(Ohwa Audit Support Integration System)」を開発・更新し、これを電子調書アプリケーションである「Caseware Working Papers」上で稼働させて監査調書の電子化運用を行っております。「Caseware Working Papers」を利用することで、監査調書の編集日時情報が管理できるため、昨今問題になっている監査報告書日後の調書の改ざん行為を防止することができます。また、監査調書を閲覧するにあたって地理的な制約がなくなり、監査チームメンバーの作業状況もタイムリーにモニタリングすることができるため、適時な監査調書のレビューを通じて、監査補助者に対する効果的なフィードバック及び関与先に対する課題や誤りの早期コミュニケーションを行うことができます。

また、当監査法人では、監査手続の自動化も進めております。昨今は監査業務で利用する会計帳票類の多くがペーパーレス(データ)化されており、データとしての利用が簡単にできるようになってきているため、生成AIを用いた分析、証憑突合に取り組んでおります。監査ツールOASISに基づく監査調書作成においてもマクロ機能(VBA)を利用した自動化を進めており、ICTを積極的に活用することで考える時間を増やし、指導的機能を十分に発揮できるよう図っております。



情報セキュリティ

ICTを積極的に利用するには情報セキュリティへの対応も重要な課題と捉えており、当監査法人では情報管理規程等に基づき厳格な管理を行っています。業務上入手した機密情報へのアクセスは仮想デスクトップ(VDI)経由のみに限定し、法人指定以外のUSBメモリー等による物理的な持ち出しや、Web上へのファイルアップロードをシステム的に制限しています。また、メール送信時にはパスワード施錠を義務付けるとともに、監視アプリケーションを導入しています。

さらに、こうした規範や運用を支えるIT環境の整備に加え、全職員を対象とした定期的なセキュリティ教育にも注力しております。研修ではセキュリティ事故防止以外にもITを利用した犯罪を取り上げることで、自衛することの意識付けを行い当監査法人全体の情報セキュリティ向上に努めています。



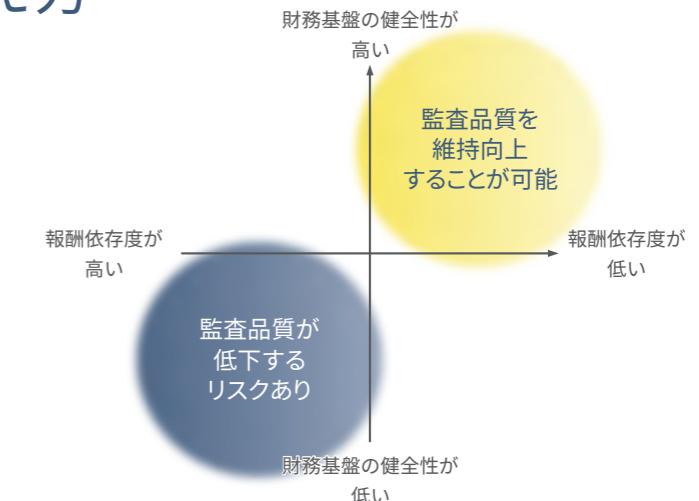
財務基盤

財務基盤への考え方 33

財務基盤について 33

| 財務基盤への考え方

公正不偏の態度で、高品質の監査を維持・向上していくためには、健全な財務基盤のもと、特定の監査クライアントからの報酬に依存しないことが必要と考えております。具体的には、以下の点に留意しております。

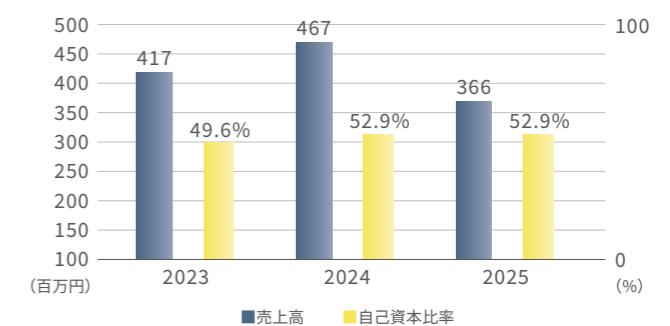


| 財務基盤について

財務基盤の健全性

監査品質を維持向上していくために必要な人材の採用・育成やICT活用のための投資を継続していくためには、財務基盤の健全性が重要と考えております。当監査法人では、借入金をすることなく1年以上の運転資金を確保しておくとともに自己資本比率を高い水準で維持できるよう運営しております。

売上高の推移



報酬依存度

法人収入のうち、特定の監査クライアントからの報酬割合が高い場合、その監査クライアントとの契約が解除されることにより、法人運営に大きな支障を及ぼすことがあります。また、監査においてもその監査クライアントへ厳しく指導・批判することが困難になるリスクもあり、このような状況は、監査品質に大きな悪影響を与えると考えております。そのため、当監査法人においては、「倫理規則」で求められている15%（法人収入にしめる特定監査クライアントからの収入割合が15%を超えている場合には、一般的に監査品質に悪い影響を及ぼすといわれております）ではなく、10%以下に抑えることを目指しております。

	2023年度	2024年度	2025年度
最も報酬の高い被監査会社に対する報酬依存度	7.9%	6.4%	8.2%
10%超	0社	0社	0社



国際対応基盤

- 国際対応基盤の考え方 35
- 国際対応基盤について 35

国際対応基盤の考え方

会計事務所業界のグローバルネットワーク契約には、より一体的に運営をする「ネットワークファーム契約」と各国メンバーファームの独立性を重視する「アソシエーションメンバー契約」の大きく2種類に分かれると考えております。一般的には、世界に数十、数百拠点もあるような規模の大きなグローバルクライアントを複数社担当しているような場合には、ネットワークファームとしてグループ監査をしたり、より一体的に運営をする「ネットワークファーム契約」の方が監査品質の維持向上に大きなメリットがあると考えますが、当監査法人においては、そのようなグローバルクライアントを複数社担当するような状況になく、各国の独立性を重視する「アソシエーションメンバー契約」の方が、日本のプレゼンテーションを維持することができ、大きなメリットがあると考え、アソシエーションネットワークに加盟しております。アソシエーションネットワークの場合、得意としている分野(監査、税務、アドバイザリー)が異なる場合や、地域によって品質に差がある場合があるため、そのリスクを低減するために世界で2番目と8番目の規模を持つ2つのネットワークに加盟しております。

国際対応基盤について

海外ネットワーク概要

当法人は日系企業、特に中小企業に対する海外進出サポートやグループ監査における監査品質の強化・充実を目的として、AGN InternationalとAllinial Globalの2つのアソシエーションネットワークに加盟しております。これにより、2つの団体の日本におけるメンバーファーム事務所としてそれぞれの海外ネットワークを利用したグローバルサービスを提供しております。AGN International、Allinial Global共にアソシエーションの契約形態のため、倫理規則上のネットワークファームには該当いたしません。それぞれのネットワークに所属しているファームの監査品質を一定に保つため、クライアントの子会社の監査を海外ネットワークに依頼する際は現地に赴き日本側でコントロールの出来るグローバルサービスができるよう対応しております。

AGN International, Allinial Global との連携によるサービスの特徴

ナレッジの共有

世界各国の会計事務所と連携することで、それぞれの国・都市特有の会計・税・マーケット情報といった“最新”的なナレッジを共有しております。ファーム毎で個別に連携するだけではなく、世界各都市のメンバーファームが一堂に会して定期的に監査、会計、税務、最近の世界マーケット状況などをテーマにディスカッションする機会(Global conferenceやRegional conferenceなど)を設けており、相互の連携強化はもちろん、IFRSやUS-GAAPを含めた各団体の諸制度に対する知識を共有しております。また、IFRSやUS-GAAPのアップデートコンテンツ、次世代のリーダーシップ育成プログラムなど人材育成プログラムの提供や監査コンテンツ、ステナブル開示へ向けたサービスプラットフォームの共同開発にも取り組んでおります。

独立性

全世界共通のマニュアルを整備し、所属するメンバーファームはそれを遵守することが求められているネットワークファームの契約形態ではなく、AGN International及びAllinial Globalはナレッジの共有や相互連携によるグローバルサービスの展開という国際会計事務所ならではのメリットを享受しつつも、サービスの提供にあたっては各メンバーファームに独立性が認められております。マニュアルを通じてサービスの品質を担保するのではなく、應和グループ独自の「プロフェッショナリズム」を通じて高品質のグローバルサービスを提供することが他の国際会計事務所にない特徴です。

グループ監査の方針

グループ監査時に海外子会社の監査人の結果を利用する場合には、強制的に当監査法人が加盟しているグローバルネットワークのメンバーを選定することなく、その都度、監査クライアントと協議し決定しております。そのため、同じネットワークのメンバーであっても、毎年インストラクションの説明を丁寧に実施するのは勿論のこと、必要に応じて現地にも往査し、利用する監査人の信頼性を適時適切に確認するよう方針を決めております。近年の不正事例としては海外子会社で発生していることが多く、海外監査人に100%任せきるのではなく、親会社監査人として積極的に関与・ハンドリングし、監査の品質を維持向上できるよう努めております。



世界80カ国、163ファーム、約12,000人のプロフェッショナルスタッフが所属しております。

地域拠点及び主な加盟国

1 ASIA PACIFIC

- オーストラリア・バングラデシュ・中国・香港・インド
- インドネシア・日本・韓国・マレーシア・シンガポール
- ベトナム・タイ・台湾 and more...

2 CENTRAL & SOUTH AMERICA

- アルゼンチン・ボリビア・チリ・パナマ・ブラジル
- ペルー・ベネズエラ and more...

3 EUROPE, MIDDLE EAST & AFRICA

- オランダ・ノルウェー・フランス・ドイツ・イタリア
- ポルトガル・ギリシャ・イギリス・スペイン・ロシア
- スウェーデン・スイス・エジプト・イスラエル・イラン
- カタール・サウジアラビア and more...

4 NORTH AMERICA

- アメリカ・カナダ・メキシコ



世界109カ国、268ファーム、約42,000人のプロフェッショナルスタッフが所属しております。

地域拠点及び主な加盟国

A ASIA PACIFIC

- オーストラリア・バングラデシュ・中国・インドネシア
- 日本・韓国・マレーシア・ニュージーランド
- フィリピン・シンガポール・台湾・中華民国・タイ
- ベトナム and more...

B AMERICA

- アルゼンチン・ブラジル・カナダ・ケイマン諸島
- メキシコ・アメリカ・バージン諸島 and more...

C EMEA (Europe, the Middle East, India, and Africa)

- オーストリア・ベルギー・デンマーク・エジプト
- フランス・ドイツ・インド・アイルランド
- イスラエル・イタリア・オランダ・ナイジェリア
- ノルウェー・ポーランド・ロシア連邦・サウジアラビア
- 南アフリカ・スペイン・スウェーデン・スイス
- トルコ・アラブ首長国連邦・イギリス and more...



應和監査法人 概要

事務所概要について

38

| 事務所概要について

法人名 : 應和監査法人(Ohwa&CO.)

所在地 : 東京都千代田区神田神保町1丁目105番地 神保町三井ビルディング

総括代表社員 : 澤田 昌輝

構成員数 : 54人(2025年06月30日時点)

内訳 : 社員6名
公認会計士及び会計士試験合格者24名(登録会計士及びUSCPAを含む)
監査補助専門職員18名
ICT専門職員4名
事務職員2名

沿革 : 2007年5月1日 監査業務、支援業務を目的に成立監査法人として設立
2008年7月1日 應和監査法人に改称
2013年4月 AGN International Ltdのネットワークにメンバーフームとして加入
2023年7月 Allinial Globalのネットワークにメンバーフームとして加入

登録 : 日本公認会計士協会 上場監査事務所登録制度 登録

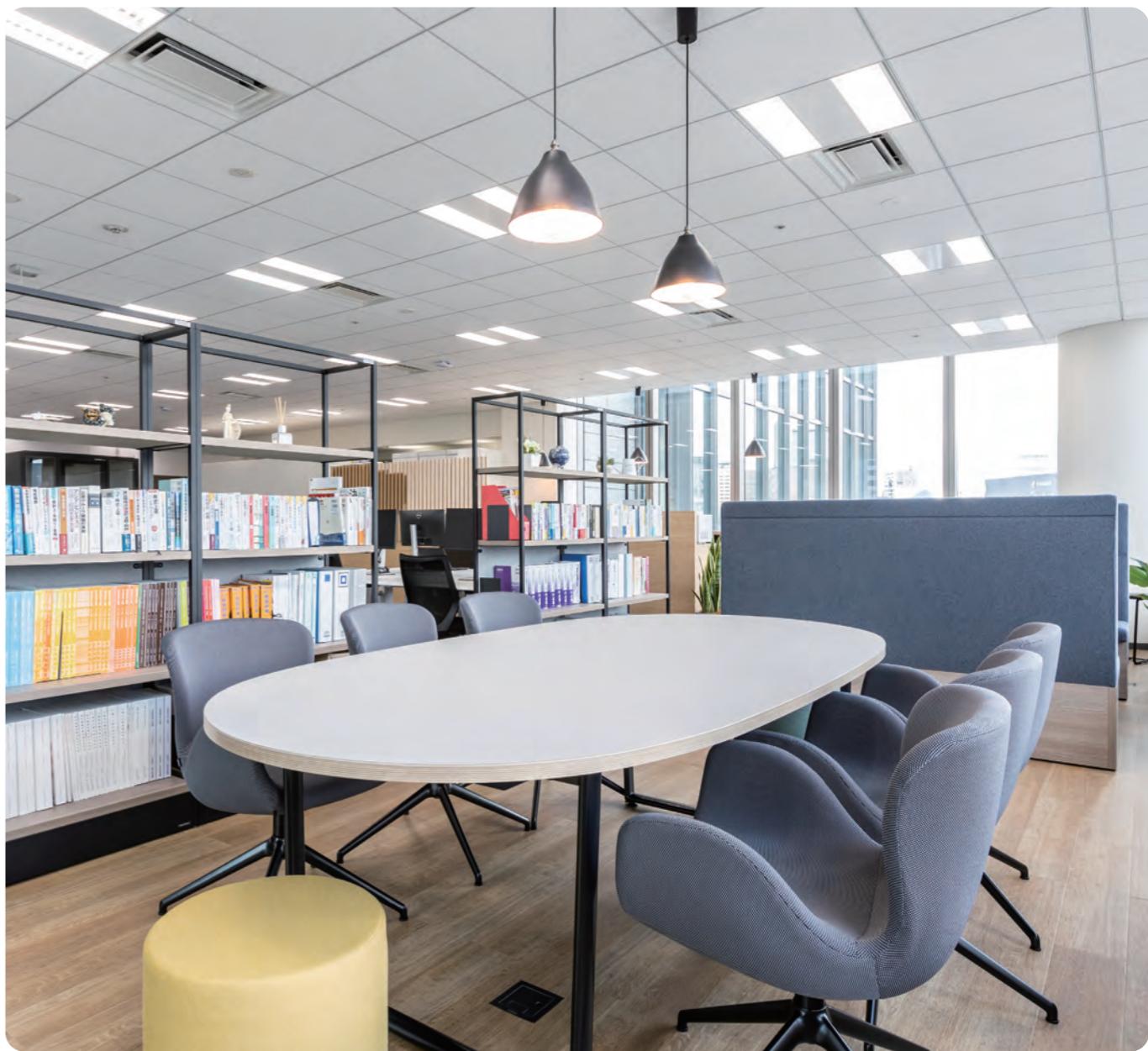
上場監査企業 : アクシスコンサルティング(株)
アクセリア(株)
(株)エヌ・シー・エヌ
(株)クロスフォー
(株)ココペリ
(株)コパ・コーポレーション
(株)栄電子
相模ゴム工業(株)
地盤ネットホールディングス(株)

G-FACTORY(株)
ソレキア(株)
竹本容器(株)
大伸化学(株)
ニホンフラッシュ(株)
リーダー電子(株)
(株)早稲田学習研究会
(2025年6月30日時点)

海外提携先* : AGN International、Allinial Global

* AGN International、Allinial Globalに加盟する独立したメンバーフーム契約であり、
公認会計士法上のネットワークファームではありません。

マルチエリア



エントランス



会議室



1 | ガバナンスコード対応状況について

原則 1：【監査法人が果たすべき役割】

監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。

行動指針

1-1 監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。

1-2 監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。

1-3 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。

1-4 監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。

1-5 監査法人は、法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているか明らかにすべきである。

1-6 監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているのかを明らかにすべきである。

対応状況

当監査法人では、「公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類そのほか財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する」という「公認会計士法1条」の公認会計士の使命をベースとした法人の基本理念をかけ、監査の品質維持・向上に取り組んでおります。これは、ただ厳格に監査を実施し、批判的に指導する事を意味しているものではなく、「指導的機能」と「批判的機能」の両輪で監査を実施し、もって「会社の健全な発展」に寄与していくことだと考え、全構成員でこの価値観を共有しております。

詳細は、「ご挨拶」(P4)、「01基本理念」(P6~P8)に記載しております。

詳細は、「ご挨拶」(P4)、「01基本理念」(P6~P8)に記載しております。また、「03AQI」「経営理念及び品質管理に対する考え方への理解」(P13)もご参照ください。

詳細は、「ご挨拶」(P4)、「01基本理念」(P6~P8)、「05人的基盤」(P25~P27)に記載しております。また、「03AQI」「経営理念及び品質管理に対する考え方への理解」(P13)もご参照ください。

社員(パートナー)6名を含む構成員数50名程度の組織であり、全構成員の顔が見える環境にあることから、このメリットを生かし、各構成員が日常から密なコミュニケーションを取り、お互いに尊重しつつも批判しあえる文化を醸成しております。詳細は、「ご挨拶」(P4)、「01基本理念」(P6~P8)に記載しております。また、「03AQI」「経営理念及び品質管理に対する考え方への理解」(P13)もご参照ください。

詳細は、「01基本理念」(P6~P8)に記載しております。なお、監査法人の構成員は原則として常勤職員を採用しており、非常勤職員に対しても、監査業務の兼業は認めておりません。

詳細は、「01基本理念」(P6~P8)及び「08国際対応基盤」(P35~P36)に記載しております。

原則 2 : 【組織体制】(マネジメント)

監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営(マネジメント)機能を発揮すべきである。

行動指針

- 2-1 監査法人は、実効的な経営(マネジメント)機能を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないと場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。

- 2-2 監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。

- 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与
- 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備
- 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備
- 監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化(積極的なテクノロジーの有効活用を含む。)に係る検討・整備

- 2-3 監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけではなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。

対応状況

前述したとおり、全員の顔が見える組織規模であり、社員(パートナー)数は6名でもあることから、組織運営はシンプルであり、特別な経営機関を設置し運営する必要は無いと考えております。そのため、社員会を経営の中心とし、社員会で執行状況の共有及びモニタリングすることで運営しております。

詳細は、「02ガバナンス体制」(P10~P11)に記載しております。

詳細は、「02ガバナンス体制」(P10~P11)に記載しております。

原則 3 : 【組織体制】(ガバナンス)

監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。

行動指針

- 3-1 監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないと場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。

- 3-2 監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。

- 3-3 監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。
- 経営機能の実効性向上に資する助言・提言
 - 組織的な運営の実効性に関する評価への関与
 - 経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与
 - 法人の人事育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与
 - 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与
 - 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与

- 3-4 監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。

対応状況

全員の顔が見える組織規模であり、社員(パートナー)数は6名でもあることから、組織運営は比較的シンプルであり、経営の外部の常設機関による経営機能の監視は必要無く、各社員間の相互監督により経営の実効性を確保できていると考えております。

ただし、法人顧問として外部の弁護士、税理士、社会保険労務士等の専門家が就任しており、毎月1回顧問を交えた会議を開催し、彼らから経営機能の実効性について適切なアドバイスを受ける体制を整備しております。詳細は、「02ガバナンス体制」(P10~P11)に記載しております。

原則 4 : 【業務運営】

監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

行動指針

4-1 監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

4-2 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮するために、法人における人材育成・人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。

4-3 監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。
 ○法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること
 ○法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること
 ○法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること
 ○法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること

4-4 監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。

4-5 監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念するがないよう留意すべきである。

対応状況

主に構成員全員が出席する定期的な研修会や全体会議においてトップの考え方を全構成員に伝達し、ディスカッションを行うことにより監査の品質維持・向上に係る双方向のコミュニケーションを図っております。また、業務執行社員が構成員とともに現場で作業をする際ににおいても、自由闇な意見交換や議論をしております。
 詳細は、「01基本理念」(P6~P8)、「02ガバナンス体制」(P10~P11)、「04品質管理基盤」(P16~P23)に記載しております。

各構成員の報酬は、給与テーブルがベースとなっており、「職業的懐疑心の発揮に関するスキル」、「会計・監査に係る知見」、「経験」等を加味して決定され、その内容は1年に3~4回のパートナー面談においてフィードバックされております。
 詳細は、「05人的基盤」(P25~P27)に記載しております。

アサイン担当社員は、監査スタッフのアサイン時にそれぞれの被監査会社の状況に応じた適切な監査品質を確保すること、及び各構成員が幅広い知見や経験を獲得しうること等に留意して適切な人材を適切な業務にアサインするよう工夫しております。
 詳細は、「01基本理念」(P6~P8)、「02ガバナンス体制」(P10~P11)、「04品質管理基盤」(P16~P23)及び「05人的基盤」(P25~P27)に記載しております。

被監査会社の経営幹部及び監査役等とは経営者ディスカッション等を通じて公式上のコミュニケーションを図る他、非公式のコミュニケーションも隨時実施しており、監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を行っています。また、監査現場レベルにおいても同様に被監査会社との間で十分な意見交換を図っています。

【事実認識】と【コミュニケーション】に関しては、当監査法人の最重要事項と認識しており、その詳細は、「01基本理念」(P6~P8)及び「04品質管理基盤」(P16~P23)に記載しております。

内部及び外部からの通報制度の詳細は、「04品質管理基盤」(P16~P23)に記載しております。

行動指針

5-1 監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。

5-2 監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。
 ○会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢
 ○法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針
 ○監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標(AQI: Audit Quality Indicator)又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報
 ○監査法人における品質管理システムの状況
 ○経営機関等の構成や役割
 ○監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方
 ○法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応
 ○監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化に向けた対応状況(積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。)
 ○規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針
 ○特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況
 ○海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況
 ○監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価

5-3 グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。

○グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況
 ○グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的(会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。)
 ○会計監査の品質の確保やその持続的向上に關し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価
 ○会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要

対応状況

本報告書を作成し、被監査会社へ説明をさせていただいているほか、ホームページにも公表し、全ての関係者が理解できるよう努めております。

全ての項目について、本報告書に記載しております。

詳細は、「01基本理念」(P6~P8)及び「08国際対応基盤」(P35~P36)に記載しております。

行動指針

5-4 監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。

5-5 監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。

5-6 監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。

対応状況

本報告書を作成し、被監査会社へ説明をさせていただいているほか、ホームページにも公表し、全ての関係者が理解できるよう努めています。また、外部の顧問専門家や証券会社等の資本市場関係者へも本報告書を説明し、適宜助言をいたくようにしております。今後、さらに意見交換を促進する方法を検討し、資本市場参加者の意見を反映していくよう努めてまいります。

本原則の適用の状況や監査品質向上に向けた取り組みの実効性を定期的(原則毎年)に評価し、「本報告書のアップデート」及び「業務及び財産の状況に関する説明書類の作成」をすると同時に組織的運営にフィードバックしております。

本報告書にかかる被監査会社や利害関係者からの意見を社員会へ報告し、組織的運営にもフィードバックするようにしております。